

2008年2月8日

厚生労働省 食品安全部  
監視安全課  
輸入食品対策室 御中

平成20年度輸入食品監視指導計画（案）に対する意見について

（法人名）日本生活協同組合連合会  
（所在地）〒150-8913 東京都渋谷区渋谷3-29-8

平成19年度は、ポジティブリスト制度が施行されて一年が経過した年であり、輸出国の担当者を含め関係者に対する制度の普及について、貴省には十分に努めていただいていると考えます。また、BSEについて対日輸出プログラムの遵守状況を検証してきたこと、容器包装の規格基準違反に対するモニタリングの強化など、国民の健康を保護するための施策が継続して行われていることについて評価いたします。

一方、米国において中国産のペットフードに含まれる成分を原因とする被害がわが国においても大きな話題になりました。また、弊会も関係した冷凍餃子をめぐる問題では、輸入食品の安全性について、消費者に大きな不安を与えることになっております。こうした点からも、行政・事業者・消費者の連携のもとに、水際において食品の安全性を管理することの重要性が増していると考えます。

以上のことを踏まえ、平成20年度輸入食品監視指導計画（案）について、意見を提出いたします。

## 1. 調理加工された食品の検査・調査・研究を強化すること。

### 【別表第1について】

食品流通の国際化に伴い、海外から製品として輸入される加工食品が増加しています。こういった状況を鑑み、食品の安全性をさらに確保するため、調理・加工された食品の検査・調査・研究を強化してください。

## 2. モニタリング検査実施食品の結果判明前に販売することを禁止すること。

現在のしくみでは、モニタリング検査を実施している段階では、検査結果判明前においても食品の流通が行われます。しかし、モニタリング検査での違反は、厚生労働省が公表した平成19年度監視指導計画監視結果（中間報告）によれば114件発見されています。これらの食品は、場合によっては違反が確認された時点で既に流通し、消費済みであることも考えられます。食品の安全性を考えた場合、検査が終了していない食品は、検査結果の確認が行われるまで消費されないような行政施策を執ることが

必要です。

### 3. モニタリング計画の策定にあたっては、国や地域ごとの衛生状況等も勘案すること。

#### 【4-(2)-①モニタリング計画の策定について】

農薬等のモニタリング計画策定にあたっては、海外の規制や使用状況、検出事例等を勘案するとしているように、成分規格等その他の検査項目についても、国や地域における検出事例や衛生管理体制を勘案した検査項目の設定が必要です。これにより効率的な検査の実施が促進できると考えます。

### 4. 輸入食品において食品表示の誤りや不足が生じないように、効果的な監視を行うこと

#### 【6-(6)「適正表示」について】

輸入食品を輸入時に総合的に監視指導する機関である検疫所においては、輸入食品の食品表示を食品衛生法、JAS法、計量法等各法の観点から表示が適正に行われていることを監視することが大切だと考えます。食品表示に必要な法律は複数ありますが、いずれの法律においても食品表示に誤りや不足が生じないように効果的な監視・指導を行ってください。

以上